

感染症広域情報：エムポックスに関する注意喚起

【ポイント】

- 8月7日、世界保健機関（WHO）は定例記者会見で、コンゴ民主共和国でエムポックスの深刻な流行が発生しているほか、その周辺国においても感染が拡大しているとの見解を示しました。
- 最近、エムポックス・クレード1が多数発生しているコンゴ民主共和国及びその周辺国であるブルンジ、ケニア、ルワンダ、ウガンダ、コンゴ共和国、中央アフリカ共和国に渡航される方は特に感染予防に留意してください。また、それ以外の国・地域に渡航される方についても、今後渡航先において感染が拡大する可能性が否定されないところ、感染予防につとめて下さい。
- エムポックスの予防法としては、症状のある者の飛沫・体液等やエムポックスウイルスを有する可能性のある動物との接触を避け、石けんやアルコールベースの消毒剤を使用した手指衛生を行うことが推奨されています。

【本文】

1 エムポックスの流行状況等

8月7日、世界保健機構（WHO）は定例記者会見で、コンゴ民主共和国及びその周辺国におけるエムポックスの流行について、以下のとおり発表しました。

- ・今年に入り、コンゴ民主共和国で14,000件以上の感染例と551人の死亡者が報告されている。
- ・エムポックスウイルスには異なる型のウイルスがあり、現在、コンゴ民主共和国東部等で流行しているクレード1（コンゴ盆地型）は、2022年に始まったエムポックスの世界的な流行の原因となったクレード2（西アフリカ型）よりも重篤な症状を引き起こす。
- ・この1か月間では、同国に隣接し、これまで感染例が報告されていなかったブルンジ、ケニア、ルワンダ、ウガンダの4か国においてもクレード1の約50件の確定症例が報告され、さらに多くの疑い症例が報告されている。
- ・上記5か国以外にも、コンゴ共和国、中央アフリカ共和国においてクレード1による症例が報告されている。
- ・この流行がこれらの国以外にも拡大し、アフリカ内外でさらなる国際的な拡大の可能性があることを踏まえ、緊急委員会を招集し「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）に該当するかどうか助言を受けることを決定した。

○8月7日付 WHO 定例記者会見でのテドロス事務局長発言（英文）

<https://www.who.int/director-general/speeches/detail/who-director-general-s-opening-remarks-at-the-media-briefing---7-august-2024>

2 エムポックスについて

(1) 概要

エムポックスは、エムポックスウイルス感染による急性発疹性疾患で、主にアフリカ中央部から西部にかけて発生しています。

(2) 症状

潜伏期間は5～21日（通常は6～13日）、致死率は数%～10%と報告されています。症状は、発疹、発熱、筋肉痛、頭痛、咽頭痛、リンパ節の腫れ、肛門直腸痛、その他皮膚粘膜病変であり、発熱後1～3日で特徴的な発疹が顔や四肢に現れ、口の中や性器、目にも発疹が現れることがあります。臨床的には天然痘との鑑別が重要です。

(3) 予防法

エムポックスの流行地では以下のような感染予防対策を心がけ、感染が疑われる場合には、直ちに医師の診察を受けてください。

- 症状のある人の飛沫・体液等との接触を避ける。
- エムポックスウイルスを保有する可能性のあるげっ歯類等のほ乳類（死体を含む。）との接触を避け、野生の狩猟肉（ブッシュミート）を食べたり扱ったりすることを控える。
- 石けんと水、またはアルコールベースの消毒剤を使用した手指衛生を行う。

(参考)

○厚生労働省検疫所

https://www.forth.go.jp/news/20220521_00001.html

○国立感染症研究所

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansenohanashi/408-monkeypox-intro.html>

3 本広域情報の対象国・地域

全世界

4 在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には、万一来に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html> 参照)

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報

を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。
(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902、2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局政策課 (感染症広域・スポット情報)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 4477

○外務省 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp> (モバイル版)

(現地在外公館連絡先)

各国の在外公館は以下の外務省ホームページをご参照ください。

○外務省ホームページ：在外公館リスト

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html>